





# 標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 補償金等の支払い

### （当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ突然な外的事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本規約第4章までの規定により、旅行者又はその法定代理人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「損害金等」といいます。）を支払います。

2 前項の傷害には、身体又は部品から有毒ガス又は有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急性に生ずる中等症状（継続的）の吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中等症状を指すことを含みます。ただし、細菌性又は化学性の中等症状は除みません。

### （用語の定義）

第2条 本規約において「企画旅行」とは、標準旅行業約款施行規約の第2条1項に記載のものと同様です。

2 この用語において「企画旅行参加」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社がからかじめ定めた企画旅行券等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関間のサービスの提供を受けけることを完了した時から最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び改航の予定時をもろかじめ當社に届け出ているときは、離脱の時から復帰の予定時の間に「企画旅行参加」とします。また、旅行者が離脱及び改航の予定時まで当社に届け出ることなく離脱したときは、「離脱の予定時から離脱の時までの間」をいいます。ただし、改航の予定時をもろかじめ當社に届け出た場合は、「企画旅行参加」とします。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手続による宿泊機関等へのサービスの提供を一切受けない日（「旅行の標準による日」といいます。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事務によって旅行者が受けた損害に対し、この規程による補償金及び見舞金の支払いを行わない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加」とはいたしません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 乗組委員、当社の使用者又は代理人が受け付を行った場合は、その受け付完了時

(2) 前号の受け付けられない場合において、最初の運送、宿泊機関等が、

イ 駆除できるときは、

ロ 船舶であるときは、乗組の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ハ 駆除できぬときは、改札の終了時又は改札のないときは改札終了時

ニ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関におけるときは、当該施設への入場時

ヘ 宿泊機関以外の施設におけるときは、当該施設の利用手段終了時とします。

4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 乗組員、当社の使用者又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時

(2) 前号の解散の告げが行れない場合は、最後の運送、宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが乗車できる飛行場内からの退場時

ロ 船舶であるときは、下船時

ハ 車両であるときは、改札終了時又は改札のないときは改札終了時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関におけるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設におけるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合（その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合には、この限りではありません。

(3) 旅行者の自殺行為。犯行行為又は謀叛行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令で定めた運送規格を持たないで、又は酒に酔て正常な運転ができるまいがそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意又は過失による行為、又は違反する行為を行なう又は違反するサービスの提供を受ける間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の疾患、原因又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の妊娠、出産、車両又は外因的・技術的その他の医療処置。ただし、当該の補償金等を支払わない場合に、この限りではありません。

(8) 旅行者の病状の同一性又は出生時の既往歴。

(9) 犯罪、外因的暴力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他の者との集団による事変又は暴動。この程度においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく船舶又は搭乗機械等に危険と判断され、危機懾止上重要な事態と認められた場合に生じた事故。

(10) 核燃料泄漏（使用済燃料を除きます。以下同様とします。）若くは核燃料物質上から汚染された物（原子炉や誕生炉を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの理由による事故。

(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

(12) 第10号以下の放射線照射又は放射能汚染。

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部機械症（いわゆる「むちうち症」）又是腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合—その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

(補償金等を支払わない場合—その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対する各号の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合は、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 暴力的暴力、暴力團構成員、暴力團関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的暴力」といいます。）に該当する認められること。

(2) 反社会的暴力に対して賃金等を提供し、又は便宜を図る等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的暴力を不正に利用していると認められること。

(4) その他反社会的暴力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### （死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者又は名づけ親の扶養義務者に對する企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「損害金等」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除して残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害となり、身体に残された特徴においても回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損など、つその原因となった傷害が治った後のものといたします。以下同様とします。

2 前項の規定にかかる場合は、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあります。当社は、事故の日から180日までの間における医師の診断に基づき後遺障害の程度を算定します。

3 別表第2の各号に掲げてある後遺障害に對する、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に因る各号の各号に記載してある後遺障害に對する、別表第2の(1)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(2)に掲げる各号の各号に記載してある後遺障害に對する、後遺障害補償金を支払います。

4 同一事故により2回以上ある後遺障害が生じた場合は、当社は、その各号に對し前項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の(7)、(8)及び規定期限による上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び手）の後遺障害に對しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもとめて算定します。

5 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもとめて算定します。

(入院見舞金の支払い)

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に從事するよと又は平常の生活にできなくなる、かつ、入院に医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。以下この項において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数10日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

ホ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。

ヘ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

（入院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に從事するよと又は平常の生活にできなくなる、かつ、入院に医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。以下この項において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数10日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

ホ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。

ヘ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

（入院見舞金の支払い）

第10条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害となり、身体に残された特徴においても回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損など、つその原因となった傷害が治った後のものといたします。以下同様とします。

2 前項の規定にかかる場合は、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあります。当社は、事故の日から180日までの間における医師の診断に基づき後遺障害の程度を算定します。

3 別表第2の各号に記載してある後遺障害に對する、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に因る各号の各号に記載してある後遺障害に對する、別表第2の(1)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(2)に掲げる各号の各号に記載してある後遺障害に對する、後遺障害補償金を支払います。

4 同一事故により2回以上ある後遺障害が生じた場合は、当社は、その各号に對し前項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の(7)、(8)及び規定期限による上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び手）の後遺障害に對しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもとめて算定します。

5 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもとめて算定します。

(入院見舞金の支払い)

第11条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に從事するよと又は平常の生活にできなくなる、かつ、入院に医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。以下この項において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数10日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

ホ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。

ヘ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

（入院見舞金の支払い）

第12条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に從事するよと又は平常の生活にできなくなる、かつ、入院に医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。以下この項において同様とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ロ 入院日数10日以上180日未満の傷害を被ったとき。

ハ 入院日数10日以上90日未満の傷害を被ったとき。

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。

ホ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。

ヘ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。

（入院見舞金の支払い）

第13条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者又は名づけ親の扶養義務者に對する企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「損害金等」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除して残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第14条 当社は、旅行者が死後補償金を受け取るべき者に對する書類を提出しなければなりません。

(1) 旅行者の死後補償金請求書

(2) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(3) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(4) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(5) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(6) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(7) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(8) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(9) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(10) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(11) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(12) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(13) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(14) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(15) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(16) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(17) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(18) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(19) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(20) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(21) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(22) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(23) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(24) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(25) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(26) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(27) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(28) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(29) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(30) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(31) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(32) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(33) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(34) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(35) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(36) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(37) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(38) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(39) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(40) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(41) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(42) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(43) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(44) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(45) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(46) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(47) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(48) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(49) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(50) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(51) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(52) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(53) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(54) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(55) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(56) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(57) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

(58) 旅行者の死後補償金請求書及び死後補償金請求書

# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総 则

### （適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の定義）
- 第2条 この約款の「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、運送又は取扱をするなどにより旅行者を通じて、宿泊機関等に対する支運、宿泊その他他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特約を結んだときです。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料などの他の運送、宿泊機関等に対する支運費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及く支払手続料金を除く）をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」）との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け、締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金その他の債務を、当該債権又は債務が履行されるとともに別途定めた提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行会社等第16条第1項の規定は第1項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者は又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は支払うべき費用等を当社に通知した日とします。

### （手配服務の終了）

- 第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく當初の債務の履行は終了します。したがって、運賃、旅費、客室、食事等不適当等の事由により、運送、宿泊機関等との間に旅行サービスの提供をする契約を締めできなかた場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場所においては、カード利用日は、当社が運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締めできなかた旨、旅行者に通知した日とします。

### （手配の責任者）

- 第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼て行う者その他の補助者に代行させることができます。

## 第2章 契約の成立

### （契約の申込み）

- 第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとすると旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

- 3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取扱います。

### （契約締結の拒否）

- 第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行金等に係る債務の一部又是全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力團員、暴力團構成員、暴力團関係者、暴力團関係企業又は組合等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、常に對して暴力的、暴力的要請行為、不当な要求行為、取引に關して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽証を用いて、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) その他の当社の業務の都合があるとき。

### （契約の成立時刻）

- 第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （契約成立の特則）

- 第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾の上により手配旅行契約を成立させることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

### （乗車券及び宿泊券等の特則）

- 第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配の目的とすることによる手配旅行契約であって旅行代金を引換えなど該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該書面に記載するところによります。

### （情報伝達の特則）

- 第10条 当社は、あらかじめ旅行者の承認を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行の条件及び当社の責任と関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

## 第3章 契約の変更及び解除

### （契約内容の変更）

- 第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送、宿泊機関等に支払べき取消料、運送のその他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### （旅行者による任意解除）

- 第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。この場合において、旅行者に手配旅行契約の内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることによって、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送、宿泊機関等に支払べき取消料、運送のその他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が負るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （旅行者の責に帰すべき事由による解約）

- 第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。
- (1) 旅行者が所定の日までに旅行代金を支払わないとき。
- (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金その他の債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなるとき。
- (3) 旅行者が、既に完了した手配を取り消す際に運送、宿泊機関等に支払べき取消料、運送のその他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び宿泊料金が得られずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （旅行者の責に帰すべき事由による解約）

- 第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解約することができます。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者に既に提供を受けた旅行サービスの対象として、又はまだ提供を受けない旅行サービスに係る取消料、運送料金等の手配の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が負るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （前項の規定による解約）

- 第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をして旅行代金の支払いを受けています。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

## 第4章 旅行代金

### （旅行代金）

- 第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をして旅行代金の支払いを受けています。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

- 3 当社は、旅行開始前ににおいて、運送、宿泊機関等の運賃、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することあります。

- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、3章又は第4章の規定により旅行者が負担するべき費用等が生じたときは、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をして、該費用の支払を受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行に通知した日とします。旅行者は、当社が定める期日までに、当社の規定により当該手続方法により、旅行者が当社に支払べき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行に通知した日とします。

- 6 旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の規定により当該手続方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

- 7 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことと確認します。

- 7 前項の場合において、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことと確認します。

- （守秘義務）
- 第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことないようにいたします。

- （旅行者の義務）
- 第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

- 3 当社が、受託業務を行ふに当たって、本邦の官公署、在外の国外公署その他の者に、手数料、査証料、空港料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければなりません。

- 4 受託業務を行ふに当たって、郵便、電話、電報、電気、電信、電波、電磁波、電波装置等の費用を支払わなければなりません。

- 5 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 6 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 7 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 8 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 9 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 10 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 11 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 12 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 13 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 14 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 15 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 16 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 17 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 18 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 19 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 20 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 21 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 22 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 23 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 24 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 25 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 26 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 27 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 28 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 29 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 30 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 31 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 32 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 33 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 34 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 35 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 36 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 37 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 38 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 39 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 40 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 41 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 42 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 43 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 44 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 45 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 46 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 47 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 48 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 49 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 50 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 51 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 52 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 53 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 54 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 55 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 56 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 57 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 58 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 59 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 60 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 61 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 62 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 63 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 64 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 65 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 66 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 67 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 68 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 69 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 70 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 71 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 72 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 73 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 74 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 75 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 76 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 77 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 78 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 79 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 80 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 81 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 82 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 83 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 84 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 85 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 86 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 87 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 88 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 89 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 90 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 91 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 92 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 93 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 94 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

- 95 受託業務を行ふに当たって、渡航手続代行料金を支払わなければ